

議案説明資料

令和8年第4回市議会（定例会）

議案第194号	小学校校舎の取得について	… P 1
議案第195号	小学校校舎の取得について	… P 5
議案第197号	学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について	… P 9
議案第198号	和解について	… P 11

令和8年9月
教育委員会

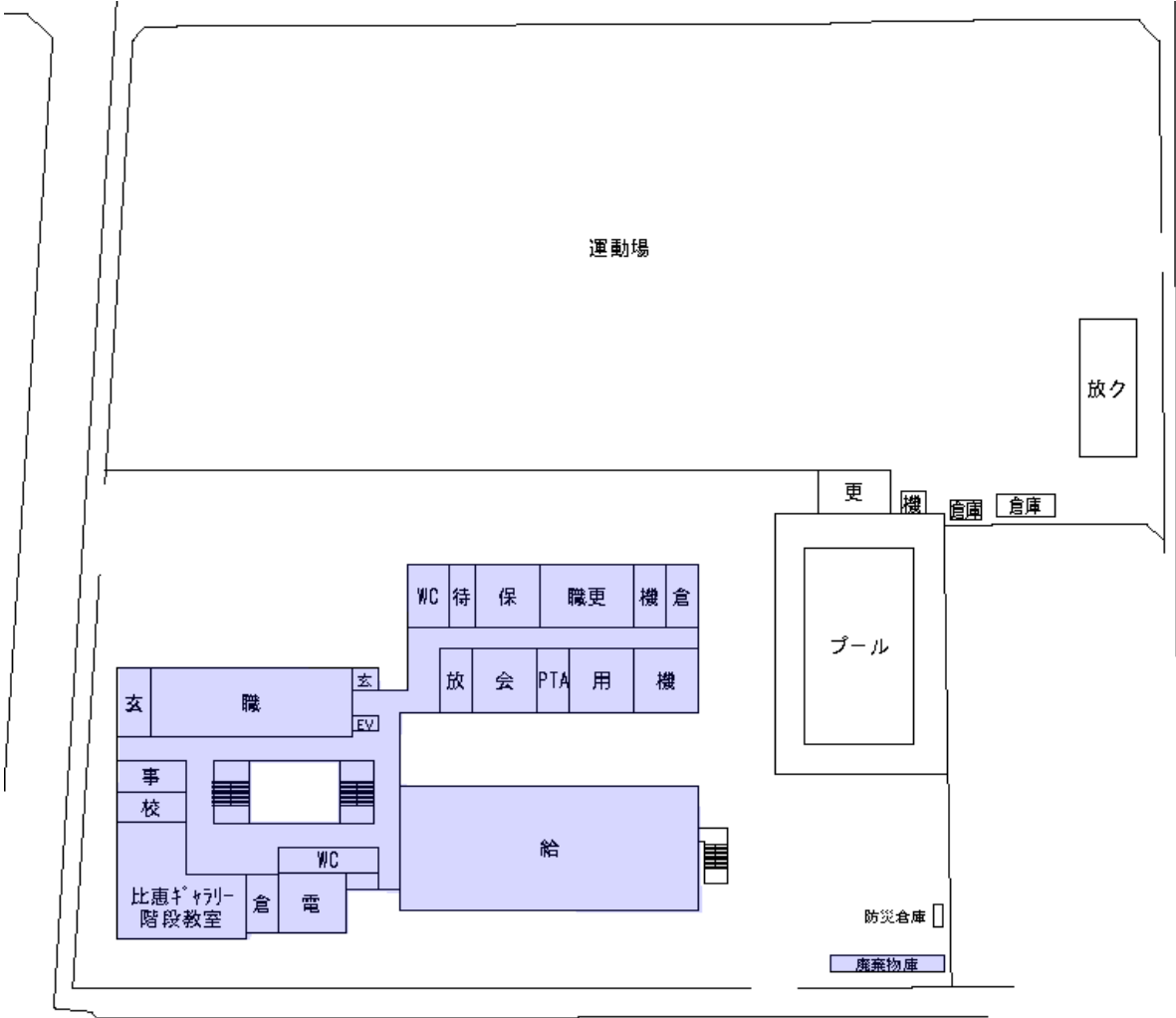
議案第194号 小学校校舎の取得について

本件は、(公財)福岡市施設整備公社にて建設した春住小学校の校舎等を取得するものであり、その契約価額が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

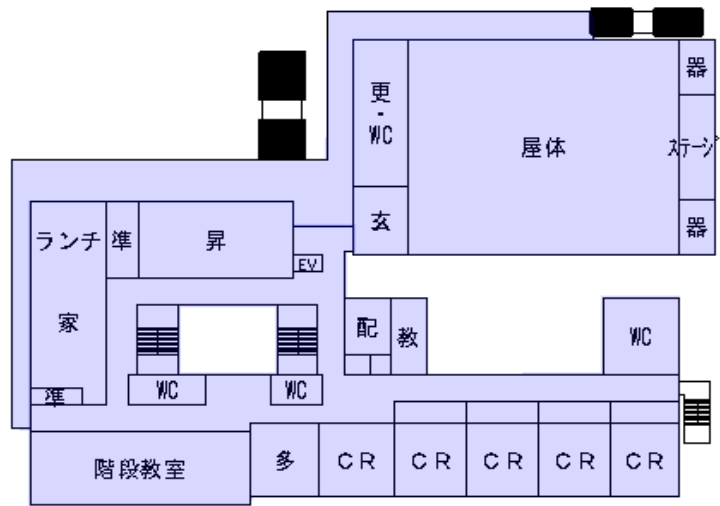
学校名	春住小学校			
建設年度	令和4年度・令和5年度			
供用開始年度	令和6年度			
所在地 (校地面積)	福岡市博多区博多駅南五丁目3番1号 (14,564㎡)			
取得建物	校舎棟	講堂兼体育館棟	廃棄物庫棟	合計
	鉄筋コンクリート造 5階建	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 3階建	鉄筋コンクリート造 平家建	
取得面積	8,567.19㎡	1,725.59㎡	28.00㎡	10,320.78㎡
取得済面積	5,401.25㎡	1,725.59㎡	28.00㎡	7,154.84㎡
今回取得面積	3,165.94㎡	0.00㎡	0.00㎡	3,165.94㎡
買入価額	1,238,985,656円 (内訳:建物購入費 1,211,856,094円 利子 27,129,562円)			
取得の相手方	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 公益財団法人 福岡市施設整備公社			

注) 最終的な支払額は、上記買入価額に契約締結日の翌日から支払完了日までの間において、公益財団法人福岡市施設整備公社が支払う利子相当額を加算した額となる。

春住小学校

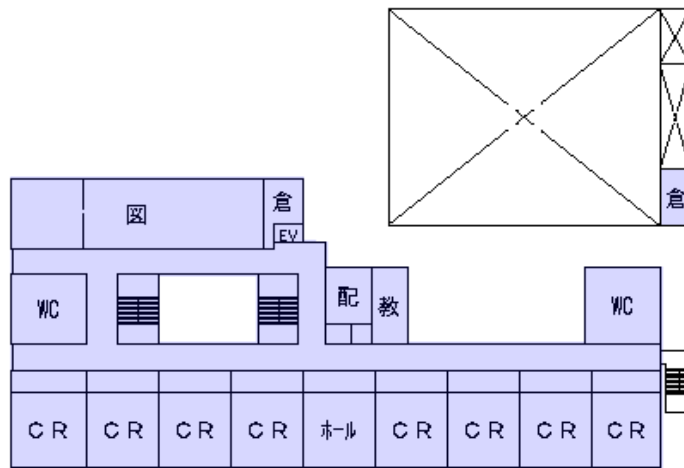


配置図兼1階平面図



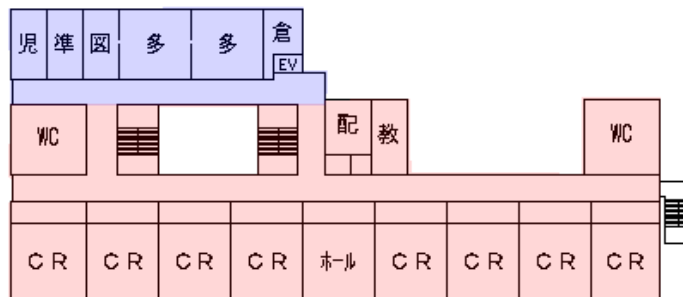
2 階

2階平面図



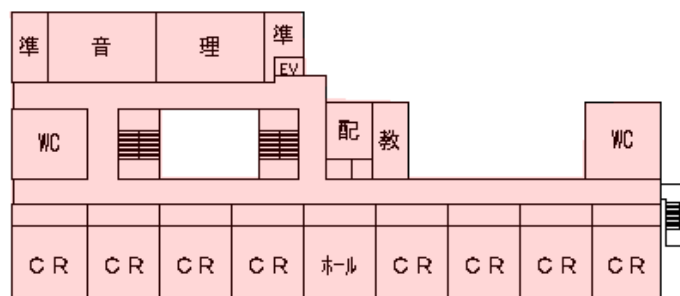
3 階

3階平面図



4 階

4階平面図



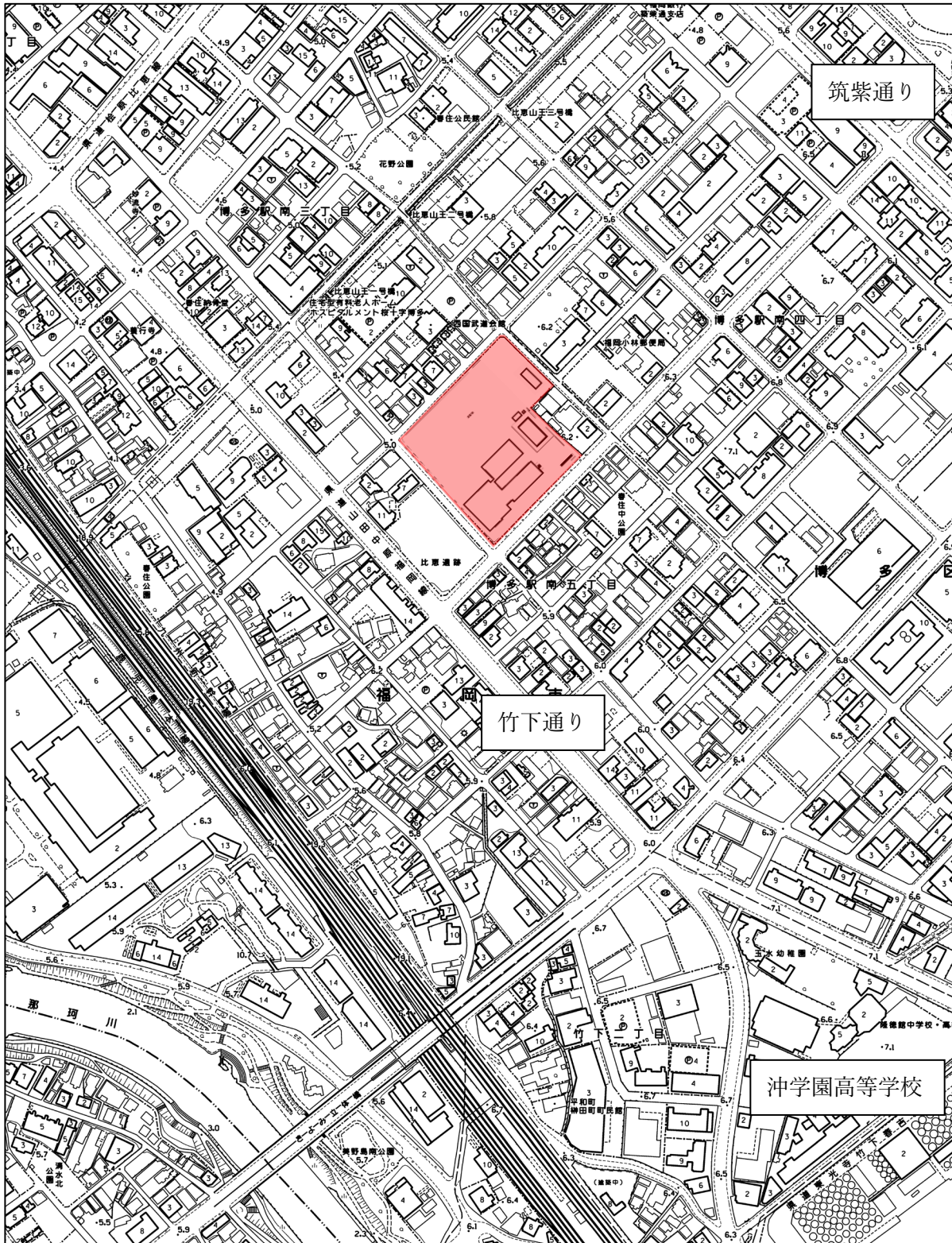
5 階

5階平面図

- : 今回取得部分
(4階の一部、5階 等)
- : 取得済部分

春住小学校

位置図



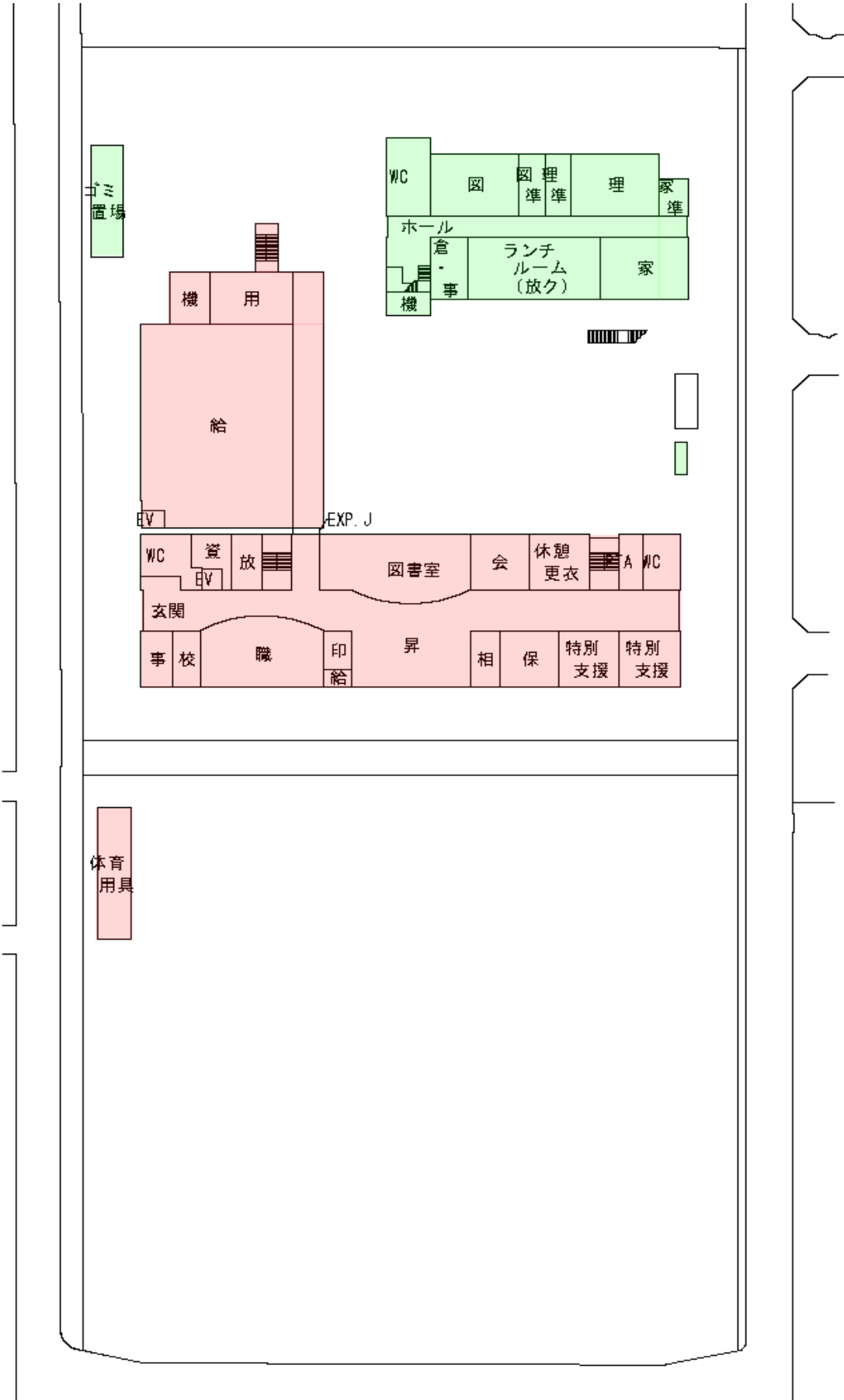
小学校校舎の取得について

本件は、(公財)福岡市施設整備公社にて建設した西都北小学校の校舎等を取得するものであり、その契約価額が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

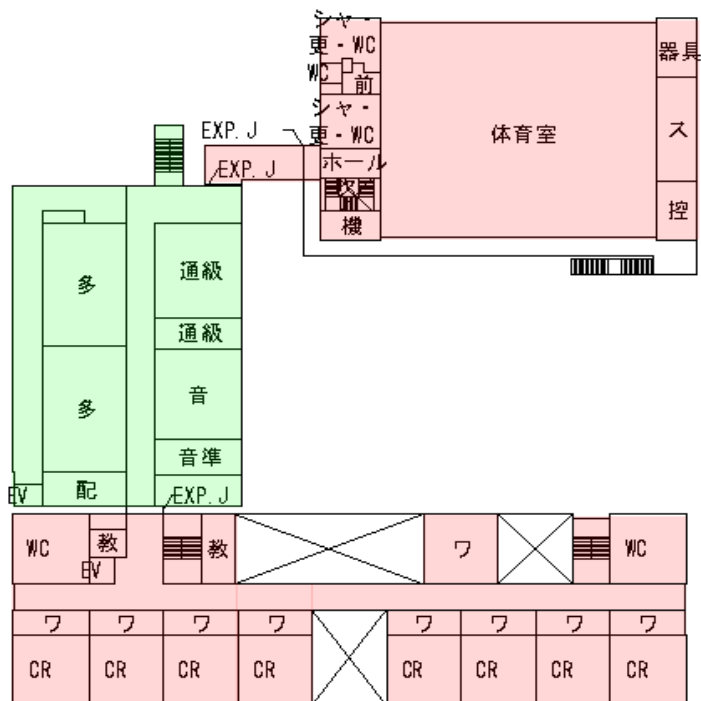
学校名	西都北小学校							
建設年度	令和3年度・令和4年度							
供用開始年度	令和5年度							
所在地 (校地面積)	福岡市西区北原二丁目40番1号 (16,944㎡)							
取 得 建 物	校舎棟	特別教室棟	講堂兼 体育館棟	渡り廊下	体育用具室	危険物倉庫 ゴミ置き場	飼育小屋	合 計
	鉄筋コンクリート造						木造平家建	
	4階建	4階建	(一部鉄骨造) 3階建	2階建	2階建	平家建		
取 得 面 積	5,721.82㎡	2,131.70㎡	2,104.00㎡	51.41㎡	120.98㎡	48.34㎡	6.82㎡	10,185.07㎡
今 回 取 得 面 積	4,347.92㎡	1,311.81㎡	1,045.25㎡	51.41㎡	120.98㎡	0.00㎡	0.00㎡	6,877.37㎡
未 取 得 面 積	1,373.90㎡	819.89㎡	1,058.75㎡	0.00㎡	0.00㎡	48.34㎡	6.82㎡	3,307.70㎡
買入価額	2,401,649,079円 (内訳：建物購入費 2,340,343,024円 利 子 61,306,055円)							
取得の相手方	福岡市中央区長浜三丁目11番3号 公益財団法人 福岡市施設整備公社							

注) 最終的な支払額は、上記買入価額に契約締結日の翌日から支払完了日までの間において、公益財団法人福岡市施設整備公社が支払う利子相当額を加算した額となる。

西都北小学校

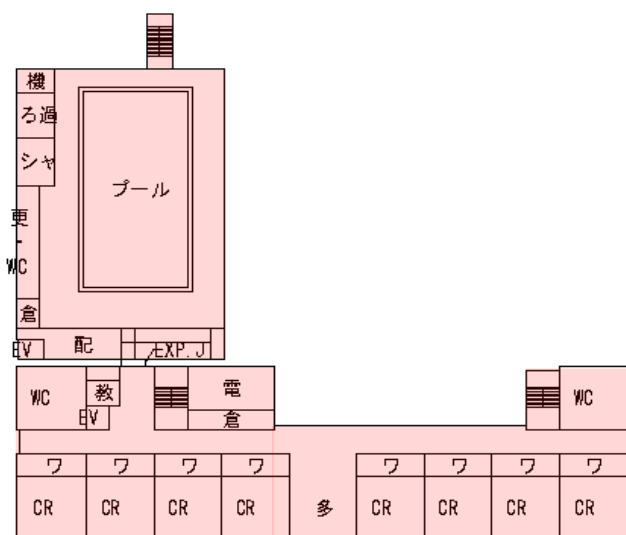


配置図兼1階平面図



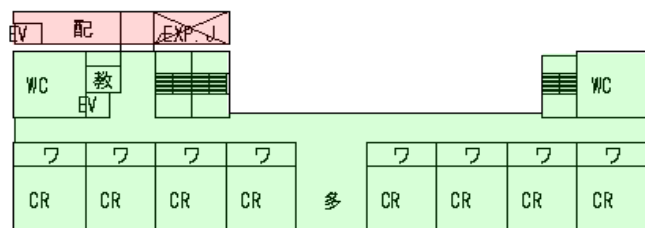
2階

2階平面図



3階

3階平面図



4階

4階平面図

- : 今回取得部分
(1～2階の一部、3階 等)
- : 未取得部分

西都北小学校



議案第197号 学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

1 理由

本件は、学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

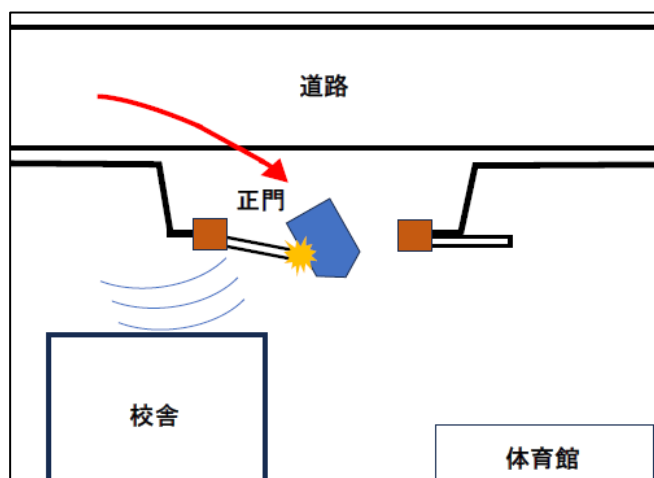
2 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	414,680 円

3 事件の概要等

令和8年4月4日(土)午前7時50分頃、相手方所有の軽乗用自動車が市立入部小学校の敷地に進入しようとした際、正門の門扉が固定されていなかったため、強風により閉じて当該車両に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

(事故現場配置図)



被害車両と正門の写真

(右側面の傷)



(車両と接触した部分)



議案第 198 号 和解について

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の学校事故に係る損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

1 事件番号及び事件名

福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。

損害賠償請求事件

2 和解の相手方

市立中学校の生徒であった者（以下「生徒 A」という。）及びその保護者

3 事件の概要

- (1) 令和 5 年 10 月 27 日、生徒 A が、市立中学校の教室において授業の準備をしていた利害関係人（市立中学校の教諭をいう。以下同じ。）に「招待状」と記載されたチラシを持参したところ、当該チラシを見た利害関係人は、自身をやゆされたものと受け止め、生徒 A を連れて階段の踊り場へ移動し、生徒 A に対し、当該行為について 25 分以上の指導を行った。
- (2) 令和 5 年 11 月 4 日、市立中学校の校長は、生徒 A の保護者と面談を行い、同月 6 日、教育委員会に対し、本件事案について報告を行った。
- (3) 令和 6 年 3 月 6 日、原告ら（生徒 A 及びその保護者をいう。以下同じ。）は、利害関係人が生徒 A に対して暴行及び暴言を行ったこと、校長が教育委員会に対して本件事案について虚偽の報告を行い、また、利害関係人の出勤を停止する措置を講じることなく、生徒 A が学校に通うことができる環境を整備する義務を怠ったため登校することができなくなったことにより精神的苦痛を被ったこと等を理由に、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金 5,474,392 円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (4) 令和 7 年 2 月 26 日、原告らは、生徒 A が再び登校することが可能になった等の理由により、損害賠償の額を金 2,255,748 円とする請求の趣旨の減縮を行った。
- (5) 本市は、利害関係人が暴行及び暴言を行った事実はないこと、校長による教育委員会への虚偽の報告の事実はないこと、校長は生徒 A の登校に向けた環境の整備を提案しており、その対応に義務違反は認められないこと等を理由に応訴していたが、令和 7 年 11 月 6 日、福岡地方裁判所から和解案が提示された。
- (6) 本市としては、損害賠償の義務を負うことなく紛争の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解案に応じるものである。

4 和解条項

- (1) 利害関係人は、原告生徒Aに対し、原告生徒Aの言い分をしっかりと聞くなど事実確認をせずに指導したことによって原告生徒Aを傷つけたことについて、真摯に謝罪する。
- (2) 原告生徒Aは、利害関係人に対し、本件を通じて、自分の言動が意図せず相手を傷つける可能性があることに意を用いることの重要性を学び、今後の人生においてそれを活かすことを宣言する。
- (3) 原告らは、本件請求をいずれも放棄する。
- (4) 原告らと本市及び利害関係人は、本和解条項に定めるもののほか、原告らと本市との間及び原告らと利害関係人との間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用及び和解費用は各自の負担とする。

5 和解に応じる理由（3（6）関係）

- (1) 本市が原告に対する損害賠償責任を負わない内容の和解であり、本市の主張が一定認められたものと言えること。
- (2) 早期に訴訟を終結させて、原告側の精神的、経済的な負担軽減を図る必要性があること。